**主治医の指示書に関して**

**≪指示書の記載依頼について≫**

* 実地研修の対象となる利用者の主治医の先生に、指導看護師への指示書（様式4）の記載を依頼し必要事項を記入していただくようお願いいたします。

**≪指示書の文章料に関して≫**

* これまで「指示書」に係る文章料については、研修機関が介護事業所から「事務手数料」に含める形で徴収し、研修機関から3150円を主治医の先生にお支払してきましたが、文書料の支払いが実地研修後になるなど混乱が生じていました。
* そのため、文書料の金額設定や支払い等の手続きについては、介護事業所と医療機関で話し合っていただき、その上で介護事業所から直接医療機関の方へお支払いいただきますようよろしくお願いいたします。
* 上記をご理解の上、主治医の先生に指導看護師への指示書の記載をご依頼ください。

**≪指導看護師への指示書について≫**

法人・介護事業所、訪問看護等医療機関に所属している看護師への指導依頼の場合

* + 法人・介護事業所の所属看護師、訪問看護等医療機関に所属している看護師に対しては、介護事業所から指導の依頼をしていただきます。
  + 介護事業所は指導看護師の所属機関名（事業所名）を主治医に伝え、指示書への記載の依頼を行ってください。

指導を依頼できる看護師がいない場合

* + 指導を依頼できる看護師がいない場合には、研修機関が指導看護師を紹介します。
  + 介護事業所は研修機関に指導看護師名や所属を確認し、主治医に伝え、指示書への記載の依頼を行ってください。